

医療用ガス供給設備保守点検業務仕様書

1 目的

当院に設置した医療用ガス供給設備を常時正常な操作状態に保つことを目的とする。

2 対象装置

下記一覧表のとおり

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 保守体制等について、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本装置が正常に動作するように定期点検を行うことができる体制を有すること。
- (2) 装置の運用が円滑に行うことができるように技術的サポート体制を有すること。
- (3) 本装置に必要な消耗品及び故障等の部品については、安定供給を確保すること。
エアウォーター防災（株）から迅速な部品供給が受けられること。
- (4) 本装置に必要な消耗品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- (5) 夜間、休日ならびに年末年始のサービス体制が確立されていること。
- (6) 当院からの電話連絡で24時間保守サービスが受けられること。
- (7) 障害時において、復旧のための通報を受けてから2時間以内に迅速に現場で対応できる体制であること。
- (8) 医療ガス設備保守点検の医療関連サービスマークを取得していること

5 保守内容

(1) 定期点検

「医療ガスの安全管理について」（令和2年8月17日付け医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知）の別添2医療ガスの保守点検指針に準拠して実施すること。

実施時期：3ヶ月点検（4月、10月）、6ヶ月点検（7月）12ヶ月点検（1月）

※定置式液化酸素供給装置については、高圧ガス保安法に基づく定期自主検査を2月に実施すること。

(2) 緊急修理

定期点検以外で、故障が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、調整又は修理を行うものとする。

(3) 報告

点検又は修理終了後は、点検報告書（修理作業報告書）を作成し、速やかに当院に報告するものとする。

なお、点検結果に従って修理措置を行う場合は、当院の承認を受けるものとし、作業終了後に改めて当院に報告し、修理作業完了の承認を受けるものとする。

6 委託料の支払い

委託料は、四半期ごとに請求するものとし、7月末、10月末、1月末、4月末に支払うものとする。

7 費用負担区分

当院の承認を受けて受託者が部品交換等の修理を実施した場合、当院は別途部品費用及び技術料を負担するものとする。

8 対象機器一覧表

機器名	仕様	数量	備考
定置式液化酸素供給装置		1式	
酸素マニフォールド	2列12本立	1式	以下エア・ウォーター防災(株)製
笑気マニフォールド	2列4本立	1式	
窒素マニフォールド	2列8本立	1式	
コンプレッサー	2.2kw	2台	
アフタークーラー付エアドライヤー	IDU8E-20-X180	2台	
圧縮空気フィルター	KA30RXI	2基	
除菌フィルター	KA30MS	2基	
コンプレッサー操作盤		1面	
圧力スイッチユニット		1台	
吸引ポンプ	2.2kw	2台	
リザーバータンク	500L	1基	
自動給水装置		2式	
吸引フィルター		2基	
吸引ポンプ操作盤		1面	
真空スイッチユニット		1台	
圧力監視盤	5ガス用	1面	
遠隔警報器		1面	
酸素壁型アウトレット		197個	
笑気壁型アウトレット		4個	
空気壁型アウトレット		43個	
吸引壁型アウトレット		195個	
酸素天吊型アウトレット		3式	
笑気天吊型アウトレット		2式	
空気天吊型アウトレット		2式	
吸引天吊型アウトレット		2式	
シャットオフバルブ		20個	